

遺産相続と家計資産

宮本 佐知子

要 約

1. 今後の家計資産を考える上では、世代間移転・遺産相続の問題は外せない。先行研究では、わが国の家計資産の3~4割は、遺産によって形成されたと推定されている。
2. 現在わが国では、貯蓄や純資産の半分以上が高齢者世帯に集中している一方、少子化により遺産を受け取る世代の人数は相対的に少なくなりつつある。そのため今後、一人が受け取る遺産額は大きくなり、親から子、孫へと受け継がれる遺産相続の影響が、ますます強まってゆくと考えられる。近年、所得格差拡大についての議論が盛んに行われているが、世代間の所得移転・遺産相続の大小が生涯所得に与える影響も非常に重要である。
3. 本稿では、遺産相続を巡る注目点として、第一に、富裕層の相続の実情と資産ポートフォリオ、第二に、遺産に対する意識について重要なポイント（日米の遺産動機の違い、所得階層で異なる遺産行動パターン、平均余命の伸長による遺産相続タイミング後ずれの影響）、第三に、少子高齢化進展の中で遺産の大小が生涯所得の格差を拡大させる可能性について議論する。
4. また、これらの議論を踏まえた上でのインプリケーションとして、①相続タイミング後ずれに伴う相続財産運用市場拡大の可能性や、②相続人・被相続人が共に高齢世代となる中で、高齢者のリスクヘッジ手段としての役割に焦点を当てた商品開発の重要性などが指摘できる。

I. はじめに

家計資産を考える上で、世代間の移転である遺産相続の問題は外せない。マクロ経済において遺産の重要性が広く認識されるようになったのは、米国の貯蓄のうちライフサイクル仮説によって説明されるのは2割程度であり、残りの8割は遺産に関連したものであるとの研究が発表された1981年からである¹。その後1991年に発表された、日本と米国における遺産に関する研究によると、資産全体

に占める遺産の割合は、日本では27.8%~42.3%、米国では25%以上と推定されている²。

このように、わが国の家計が保有する資産の3~4割は遺産によるものと考えられるようであり³、遺産の果たす役割は大きい。そこで本稿では、遺産相続を巡る注目点をいくつか取り上げて考察した。各章での議論を、先取りして要約を述べると、以下の通りである。

まず次章(II章)では、富裕層の相続実情と資産ポートフォリオを、相続税収データな

どを基に分析する。2004年の相続統計では、相続額が最も高いグループでは、一件当たりの資産は平均41億円で、相続人は一人当たり9.4億円の資産を受け継いだ。この金額は大卒男性の生涯賃金の3.3倍⁴にも相当する。

また相続財産とは、即ち富裕層の資産ポートフォリオでもある。幾つかのタイプの「富裕世帯」の資産構成を観察する。また、富裕層の地域的な分布についても紹介する。

Ⅲ章では、遺産に対する意識について重要な点を指摘する。第一に、日本では米国と比べて遺産を計画的に残そうとする意欲が低いことが挙げられる。この結果として相続人にとって遺産とは、相続時期・金額を予想しにくい「意図せざる収入」となっている。

第二に、米国人のように計画的に相続を考えているグループも存在していることが挙げられる。多くの日本人にとっては遺産とは余ったら子孫に残すものであるのに対し、富裕層の場合には遺産とは意図的に残すものという意識があり、資産保全・配分を考えていることが推察される。

第三には、過去30年の間に平均余命の伸長によって、相続のタイミングが後ずれていることが挙げられる。以前は個人のライフサイクルの中で最もお金が必要な40～50歳代に相続していたのに対して、現時点で遺産を相続することが多くなった60歳代後半という年齢期は、それまでの所得の蓄積によって既に資産を形成している可能性が高い。そのため、資金の使い途についての自由度が一層高いと考えられる。

Ⅳ章では、資産形成の上で遺産相続の存在感が高まってゆく可能性について考察する。現在のわが国では資産の半分以上が高齢世帯に集中しているが、少子化進展で相続人数が減少してゆく中では一人当たり相続資産額が大きくなると考えられる。このところ所得格差の議論が頻繁に行われるようになっているが、ここでは遺産の大小が生涯所得の格差を

拡大させる可能性について議論する。

Ⅱ. 相続税収データから見る富裕層の資産実情

1. 相続税収データから見る相続規模と推移

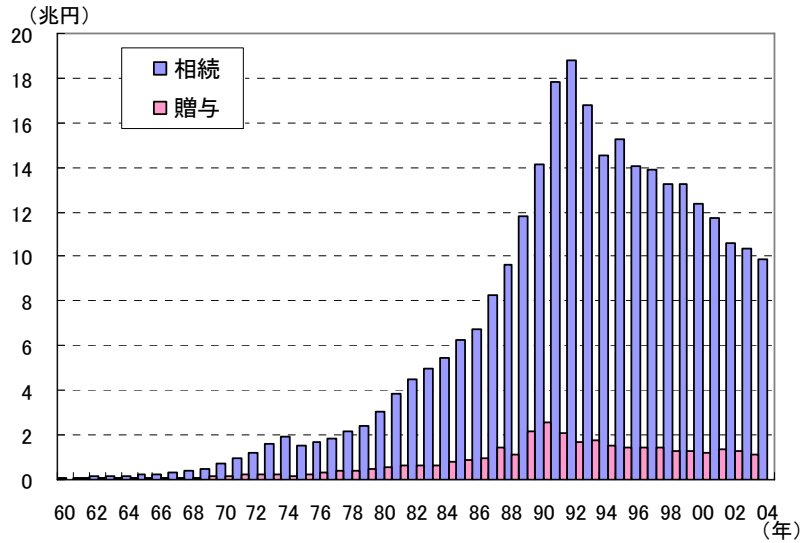
わが国では遺産に関するデータは極めて少なく、その多くが自己申告に依存しているために誤差も多いといわれている。そこで本章では、客観的な統計と考えられる相続税収データに注目して、その実情を調べてみたい。

国税庁の統計（平成16年）によると、相続税の対象となった財産の総額は約11.0兆円、財産の総額から債務控除などを除いて算出された課税価格は9.9兆円である。図表1には課税価格から見た相続財産と贈与財産の規模の推移を示した。相続財産は贈与財産に比べて圧倒的に大きく、その規模は、バブル期直後の1992年には資産価格高騰の影響から18.8兆円にも達した。その後、デフレ下で減少したものの、直近でも相続財産規模は歴史的に見ても高い水準にある。今後は、デフレ脱却や後述する高齢化の進展の影響（Ⅳ章参照）を反映し、相続財産規模は再度増加に転ずることが見込まれる。

2. 限られた人しか対象にならない相続税

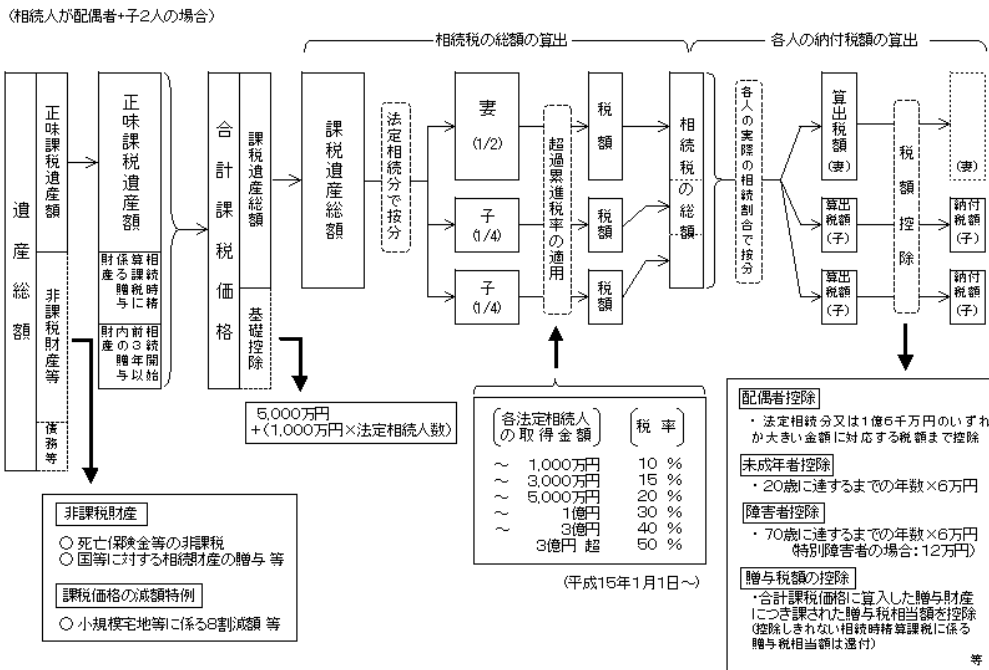
図表1に示した相続税収の数字は、相続税の対象となった資産の課税価額であって、相続税の対象とならない資産は含まれていない。相続税は、図表2にあるように基礎控除額（5000万円+1000万円×法定相続人数）を上回る金額の財産を持つ人が課税対象なので、実際には大多数の人は課税対象とならない。相続税の課税対象となる財産を残して他界した人（被相続人）の数は2004年には4.4万人と、同年の他界者数全体のわずか4.2%であり、被相続人一人当たりの財産の課税価額は平均2.3億円となっている（図表3）。

図表 1 課税価格から見た相続・贈与財産の規模



(出所) 国税庁統計 <http://www.nta.go.jp/>

図表 2 相続税の仕組み



(出所) 財務省「相続税・贈与税などに関する資料」 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/135.htm>

3. なぜ相続税の対象者は少ないのか？

相続税の課税対象者が少ない理由として、基礎控除（5000万円+1000万円×法定相続人数）の水準が高額であることが指摘できる。総務省の統計⁵によると、2人以上の世帯の純資産額（貯蓄から負債を除いた金額）は、

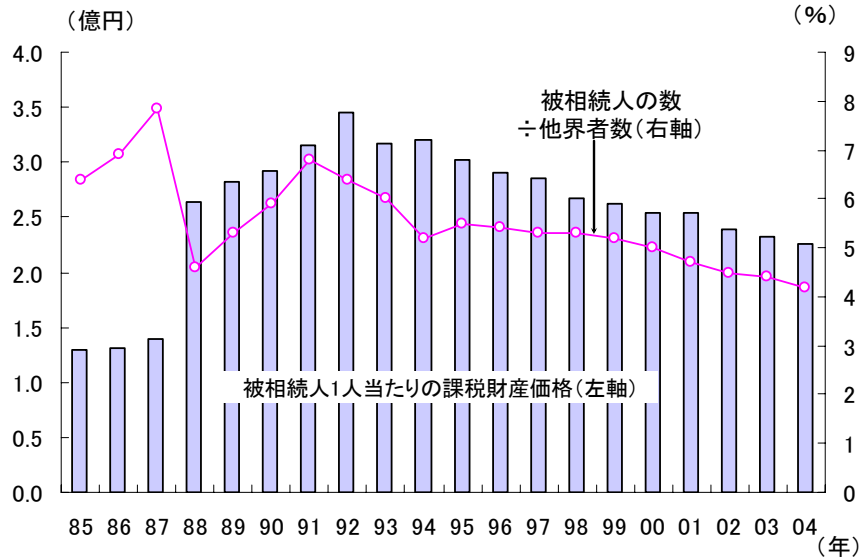
全世帯の平均は 3521 万円、「世帯主が 70 歳以上の世帯」でも平均 5260 万円である。つまり、平均的な世帯が持つ資産額は、そもそも基礎控除額を下回っているために、相続税の課税対象にはならないのである。

基礎控除額は当初から平均資産額を上回る

金額に設定されていたわけではなかった。図表4には、配偶者と子供2人が残された場合を想定した基礎控除額と、平均世帯の純資産額（「全世帯」と「世帯主が70歳以上の世帯」の二種類）の推移を示した。基礎控除額

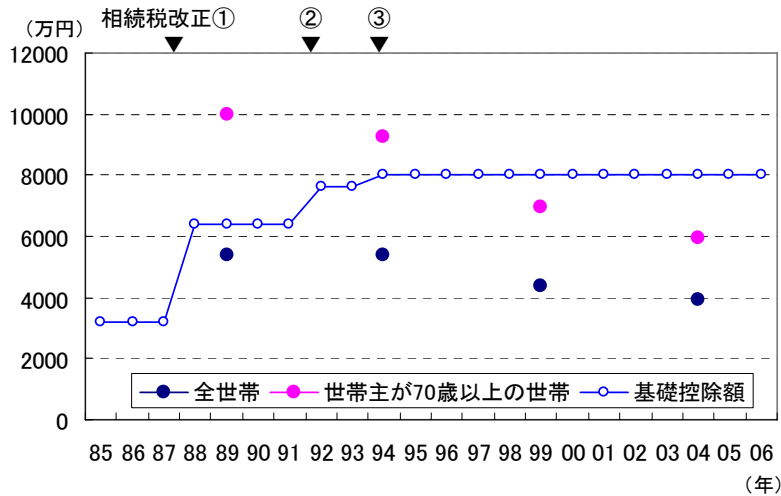
は、1988年に相続税が抜本的に改正される前は3200万円であったが、バブル期の資産価格高騰に対応して、その後順次8000万円にまで引き上げられた。バブル期（1989年）の平均純資産額は、「全世帯」では

図表3 限られた人しか対象にならない相続税



(注) 被相続人とは相続税の課税対象となる財産を残して他界した人である。
(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

図表4 逆転する「平均世帯の純資産額」と「相続税の基礎控除額」



(注) 1. 世帯の純資産額の数字は5年ごとに発表されており、1989年より前は統計がない。
2. 「全世帯」「世帯主が70歳以上の世帯」の数字は共に平均値であり、2人以上の世帯が対象である。
3. 基礎控除額は相続人が3人の場合を想定して計算した。
4. 相続税改正時期は、①が1988年、②が1992年、③が1994年。
(出所) 財務省統計、総務省「全国消費実態調査」より野村資本市場研究所作成

5371万円である一方、「世帯主が70歳以上の世帯」では9972万円であり、後者は課税対象であった。

しかしその後、バブル期に比べて資産価格が大幅下落したにもかかわらず、基礎控除額は変わっていないため、「世帯主が70歳以上の世帯」の平均資産額は課税対象ではなくなった。その結果、課税対象件数（被相続人の数）が他界者数全体に占める割合は、1987年には7.9%であったが、その後の税制改正により足下では4.2%にまで減少している（図表3）。そのため現在の相続税は、謂わば「お金持ち対象の税金」という意味合いが、以前に増して強くなっている。

もう一つ、相続税の課税対象者が少ない理由として、小規模宅地等の特例があることも指摘できる。「特定事業用宅地の特例」と「特定居住用宅地の特例」の二種類⁶があるが、親の事業を継承したり親と同居している家を相続したりする際、宅地の評価額を通常評価額の2割に減額する特例である。この制度によって、持ち家が最大の資産である平均的世帯の大半は相続税の対象ではなくなり、持ち家以外の資産が多い世帯だけが相続税の対象となっている。

4. 富裕層の資産額

このように現状では、相続税はお金持ち（＝高額資産保有者）のみが対象となる税金である。そのため、相続税の収税データを調べることで、お金持ちの懐実情を垣間見ることができる。

図表5は、相続税の課税価格階級別の相続状況である。この表の下段にある「平均」を見ると、相続財産の課税価格は2億3000万円、法定相続人一人当たりの相続金額は7000万円、相続税納税後は6000万円である。相続件数では、課税価格が「1億円超」が最も多く、全相続件数（4.3万件）のうち、約半分（47.6%）を占めている。次いで「1億円以下」が全相続件数の20.0%を占める。両者を併せると、全相続件数のほぼ7割（67.6%）を占めることになる。

しかし、相続財産の課税価格階級には、1億円以下から20億円超まで大きな開きがある。最も高い課税価格階級である「20億円超」の相続件数は141件（全相続件数の0.3%）、平均課税価格は41億2000万円である。この資産を、法定相続人全体の0.4%に相当する618人が相続するため、法定相続人一人当たりの相続額は9億4000万円となる。ちなみに、大卒男性が同一企業に新規学卒から60歳の定年まで勤めた場合、生涯賃

図表5 大きな差がある富裕層の資産額 ～課税価格階級別の相続状況～

課税価格	件数		課税価格			納付税額		法定相続人		1人当たり法定相続人の相続	
	件数(a)	割合	合計(b)	割合	平均(b/a)	税額(c)	割合	人数(d)	割合	納税前	納税後
	件	%	億円	%	億円	億円	%	人	%	平均(b/d)	平均((b-c)/d)
1億円以下	8,678	20.0	7,372	7.5	0.8	102	1.0	20,735	14.2	0.4	0.4
1億円超	20,706	47.6	28,949	29.4	1.4	1,064	10.0	70,374	48.3	0.4	0.4
2億円超	6,672	15.3	16,189	16.4	2.4	1,234	11.6	25,054	17.2	0.6	0.6
3億円超	4,377	10.1	16,589	16.8	3.8	2,043	19.2	17,328	11.9	1.0	0.8
5億円超	1,468	3.4	8,599	8.7	5.9	1,417	13.3	5,794	4.0	1.5	1.2
7億円超	832	1.9	6,848	7.0	8.2	1,301	12.2	3,399	2.3	2.0	1.6
10億円超	614	1.4	8,162	8.3	13.3	1,840	17.3	2,544	1.7	3.2	2.5
20億円超	141	0.3	5,803	5.9	41.2	1,640	15.4	618	0.4	9.4	6.7
合計	43,488		98,512			10,641		145,846			
平均					2.3					0.7	0.6

（出所）国税庁「統計年報書」（平成16年度版）より野村資本市場研究所作成

金（税引き前）は2億8860万円⁷である。つまり、最も高い課税価格階級の法定相続人は、大卒男性の生涯賃金の3.3倍もの財産を、相続によって手にすることになる。この人たちは、相続税を納付した後も、一人当たり6億7000万円の正味財産を手に入れている。

5. 富裕層の資産ポートフォリオ

1) 相続データから見る富裕層の資産ポートフォリオ

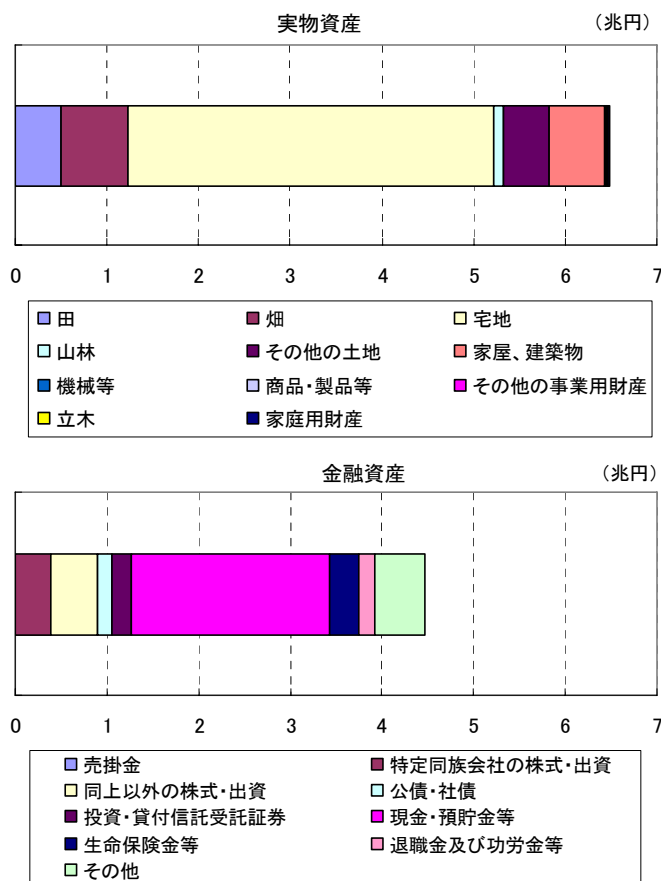
それでは、富裕層の資産ポートフォリオはどのようなものだろうか。相続財産とは、すなわち富裕層の資産ポートフォリオである。前節までは相続財産の総額を見てきたが、ここでは財産の種類別内訳に目を転じたい。

図表6にある2004年の相続財産の内訳に

よると、実物資産が6.5兆円（59%）、金融資産が4.5兆円（41%）である。項目別には、土地が5割、現金・預貯金が約2割、株式が1割となっており、圧倒的に土地の比重が大きい。土地の内訳としては、宅地が相続財産全体の36%と最も多く、畑、田、山林は相対的に小さい。また家屋・構築物についても、相続財産全体に占める割合が5%にとどまっている。

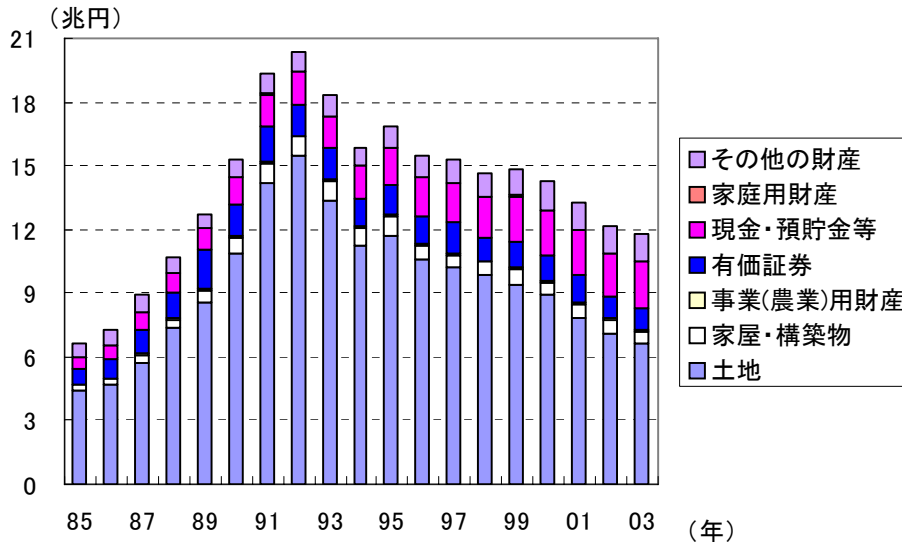
相続財産の資産構成において土地の割合が大きいことは、過去から見られてきた現象である（図表7）。その背景には、土地価格は上昇し続けるという「土地神話」がバブル崩壊までは一般に信じられていたことが挙げられようが、それに加えて、相続税制においては土地が金融資産よりも優遇されていることが指摘できる。例えば、市街地にある宅地の

図表6 相続財産の種類別内訳（2004年）



（出所）国税庁「統計年報書」（平成16年度版）

図表7 相続財産の種類別内訳の推移 ～常に相続財産の大半は土地～



(出所) 国税庁統計

評価の基準となる路線価は、公示価格の7～8割が目安とされており、実勢価格よりも低い価格で評価される⁸。また、前述した小規模宅地の特例も、相続資産としての土地を有利にしている。一方、金融資産の評価は、原則として相続時点における市場価格である。このように、土地に対する相続税制面での優遇措置が、相続財産の資産構成へ影響した可能性は高いだろう。

2) 富裕世帯と平均世帯の資産ポートフォリオ比較

更に、サンプル調査である総務省「全国消費実態調査」も用いて、平均世帯と富裕世帯の資産内訳を確認してみたい。

図表8の左側の欄に示したように、「平均世帯」は3900万円の資産を持ち、実物資産が資産全体の76%を占めている。そのほとんど(資産全体の57%、実物資産の8割)が現住居・現居住地であり、持ち家が唯一にして最大の資産である。金融資産の中では、有価証券を4%持ち、負債は15%ある。

一方、富裕層については、富裕層だけを対象とした統計が存在しないため、ここでは一

般統計から利用できるデータで富裕層の姿を捉えることを試みた。図表8では、統計上の収入と資産の最高額階級のデータを用いて、幾つかのタイプの富裕世帯を比較している。

「貯蓄額4000万円以上」の富裕世帯は1億2136万円の資産を持ち、金融資産と実物資産を半分ずつ持っている。金融資産の中では、リスク資産である有価証券を9%持ち、負債は4%しかない⁹。

「現住居・現居住地の資産額が1億円以上」の富裕世帯は2億5177万円の資産を持ち、その9割以上が実物資産である。金融資産の中では、有価証券を2%しか持っておらず、負債は6%ある。

「現住居・現居住地以外の資産額が1億円以上」の富裕世帯は3億4900万円の資産を持ち、ほとんどが実物資産である。金融資産の中では、有価証券を1%しか持っておらず、負債は9%ある。

「年間収入2000万円以上」の富裕世帯は1億6326万円の資産を持ち、その85%が実物資産である。そのうち約半分が現住居・現居住地であり、それ以外の住宅・宅地資産も同額程度持っている。金融資産の中では、有

図表 8 平均世帯と富裕世帯のポートフォリオ比較

(単位:万円)

	平均世帯		富裕世帯									
			貯蓄現在高の最高階級(4000万円以上)		現住居・現住居地資産額の最高階級(1億円以上)		現住居・現住居地以外の資産額の最高階級(1億円以上)		年間収入額の最高階級(2000万円以上)		相続税対象者	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
資産総額(資産合計)	3,900	100%	12,136	100%	25,177	100%	34,900	100%	16,326	100%	22,712	100%
純金融資産(貯蓄-負債)	950	24%	6,094	50%	1,949	8%	601	2%	2,504	15%	6,562	29%
貯蓄現在高	1,520	39%	6,522	54%	3,437	14%	3,651	10%	5,334	33%	9,039	40%
通貨性預貯金	232	6%	883	7%	570	2%	607	2%	876	5%	5,027	22%
定期性預貯金	694	18%	3,212	26%	1,530	6%	1,746	5%	2,435	15%		
生命保険など	398	10%	1,207	10%	715	3%	759	2%	1,084	7%	1,137	5%
有価証券	166	4%	1,147	9%	609	2%	502	1%	879	5%	2,875	13%
負債現在高	569	15%	428	4%	1,488	6%	3,050	9%	2,830	17%	2,477	11%
実物資産	2,950	76%	6,042	50%	23,228	92%	34,299	98%	13,822	85%	14,930	66%
住宅・宅地資産額	2,786	71%	5,790	48%	22,935	91%	34,008	97%	13,363	82%	14,785	65%
うち現住居・現住居地	2,209	57%	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	6,751	41%	N.A.	N.A.
耐久消費財資産額	150	4%	181	1%	192	1%	202	1%	270	2%	145	1%
ゴルフ会員権等の資産	14	0%	71	1%	102	0%	89	0%	190	1%	N.A.	N.A.
その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1,220	5%

- (注) 1. 2人以上の全世帯が対象(ただし相続税対象者は1人当たり資産)。構成比は資産総額に対する比率。
 2. ここでは富裕世帯として、①家計資産統計からとれる様々な資産額階級(貯蓄額、住宅資産額、年間収入など)の最高階級に分類された世帯と、②相続税を課されるほどの資産を持つ人、を取り上げた。
 3. 相続税対象者の数字は、取得財産価額/被相続人で求めた、被相続人1人当たりの相続財産の平均的な資産構成である。相続財産の内訳については、図表6に示した相続財産の種類別金額を基に、当社で上表のように再区分した。

(出所) 総務省「平成16年全国消費実態調査」、国税庁「統計年報書」(平成16年度版)より野村資本市場研究所作成

価証券を5%持っており、負債は17%ある。

「相続税対象者」のデータは、前節で見た相続資産を被相続人一人当たりの資産に換算したものである。2億2712万円の資産を持ち、その66%が実物資産である。金融資産の中では、有価証券を13%持っており、負債は11%ある(有価証券のうち、31%は特定同族会社¹⁰の株式である)。この数字は、相続税を課税する際の評価額に基づくものであり、図表8にある他の世帯データと単純比較できないものの、「平均世帯」と比べて、リスク資産である有価証券の割合が多く、リスク資産の内訳として特定同族会社の株式の割合が多いことが特徴となっている¹¹。

6. 富裕層はどこにいるのか?

では、相続税が課されるような富裕層は、どこにいるのだろうか。図表9は国税局別の課税状況を示している。これによると、地域によって相続財産の分布に大きな差があるこ

とがわかる。相続税収データによると、相続財産の課税価格は9.9兆円で、そのうち東京が35%を占める。東京は、被相続人の数が12478人と最も多く、高額な課税価格階級の人数も多いことが特徴で、課税価格が「20億円超」に相当する人が92人もいる。

また東京ではこのような超富裕層が多いため、相続財産の課税価格を相続人数で割った「相続人一人当たりの課税価格」も8900万円と、他地域に比べて群を抜いて高い。これは、主な相続財産が土地であり、都市部では地価が相対的に高いことも影響しているよう

そのため、遺産相続やその影響は、東京など大都市で、より大きな関心もたれるものと考えられる。

図表9 富裕層はどこにいるのか ～国税局別の課税状況～

国税局	相続財産の課税価格		被相続人の数						相続人の数 (b) (人)	相続人一人当たりの課税価格 (a/b) (百万円)
	合計金額 (a) (百万円)	構成比 (%)	合計 (人)	課税価格階級						
				1億円以下	5億円以下	10億円以下	20億円以下	20億円超		
札幌	188,750	2	867	180	635	45	6	1	2,688	70
仙台	378,059	4	1,877	332	1,448	83	13	1	5,529	68
関東信越	1,382,042	14	6,256	1,229	4,587	335	90	15	18,830	73
東京	3,427,850	35	12,478	2,585	8,509	940	352	92	38,508	89
金沢	196,426	2	989	175	762	46	6	0	2,868	68
名古屋	1,463,077	15	6,989	1,295	5,336	301	48	9	21,502	68
大阪	1,536,356	16	7,266	1,468	5,375	342	66	15	21,204	72
広島	414,683	4	2,394	550	1,785	52	6	1	6,733	62
高松	275,428	3	1,498	316	1,132	47	1	2	4,261	65
福岡	330,965	3	1,538	300	1,147	68	20	3	4,748	70
熊本	187,486	2	997	214	749	28	5	1	3,059	61
沖縄	80,651	1	339	34	290	13	1	1	1,369	59
合計	9,861,773	100	43,488	8,678	31,755	2,300	614	141	131,299	75

(注) 数字は2004年。国税局の管轄都道府県は次の通りである。

札幌(北海道)

仙台(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東信越(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県)

東京(千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)

金沢(富山県、石川県、福井県)

名古屋(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

大阪(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

広島(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

高松(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

福岡(福岡県、佐賀県、長崎県)

熊本(熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

沖縄(沖縄県)

(出所) 国税庁「統計年報書」(平成16年度版)より野村資本市場研究所作成

Ⅲ. 遺産に対する意識についてのポイント

前章では、富裕層の相続の実情と資産ポートフォリオについて考察してきた。本章では遺産に対する意識についての重要点として、①日米の遺産動機の差異、②所得階層で異なる遺産行動パターン、③平均余命の伸長による遺産相続タイミング後ずれの影響、を取り上げる。

1. 遺産動機の日米比較

図表10は遺産に対する考え方について、日本と米国でのアンケート調査の結果を比較したものである。子供を持つ人のうち、日本

では「必ず遺産を残す」と答える人は4人に1人しかおらず、残りの大半の人達は「あまったら残す」と答えている。これに対し、米国では「あまったら残す」と答える人が最も多いものの、「遺産を残す」と答える人も同じくらいの割合である。そのため、日本人は、米国人に比べて遺産動機がより薄く、遺産の大半は、死亡時期が不確実なために残された「意図せざる遺産」と考えられる。

また、遺産の分配方法に対する考え方にも、日米では違いが見られる(図表11)。米国では「均等に」と答える人が圧倒的に多かったのに対し、日本では「均等に」と答える人が最も多いものの、「面倒を見てくれた子に多く」と答える人も多い。そのため日本では、

図表 10 遺産を残す予定がある人の割合（日米比較）

遺産を残す予定がある人の割合	貯蓄に関する日米比較調査 (1996年)	
	米国	日本
1. 遺産を残す予定	45.9	25.7
いかなる場合でも 面倒を見てくれた場合	42.6	19.3
事業を継いでくれた場合	3.3	6.4
2. 遺産を積極的に残すつもりは ないが、あまった場合には残す	N.A	N.A
3. その他	51.1	70.1
4. 遺産を残す必要はない	N.A	N.A
合計	2.9	4.2
	100.0	100.0

(注) 分母は子供のいる回答者である。

(出所) ホリオカ・山下・西川・岩本「日本人の遺産動機の重要度・性質・影響について」
(郵政研究所月報 2002.4) を基に野村資本市場研究所が再構成。

図表 11 遺産の分配方法に対する考え方（日米比較）

遺産の分配方法に対する考え方	貯蓄に関する日米比較調査 (1996年)	
	米国	日本
1. 均等に	96.3	48.7
2. 所得の低い子に多く	0.6	2.4
3. 面倒を見てくれた子に多く	2.5	32.4
4. 事業を継いでくれた子に多く	0.0	6.9
5. 長男・長女に多く	0.4	7.6
6. その他	0.3	2.0
合計	100.0	100.0

(注) 分母は子供が二人以上いる回答者である。

(出所) ホリオカ・山下・西川・岩本「日本人の遺産動機の重要度・性質・影響について」
(郵政研究所月報 2002.4)

子供のためを思って遺産を残すというよりも、自分の面倒を見てもらった見返りとして遺産を位置づける人の割合が高いと考えられる。

総じて日本では、米国と比べて遺産を計画的に残そうとする意欲が低く、相続人にとっては相続を受ける時期や金額が不明な「意図せざる遺産」であるといえよう¹²。

2. 所得階層で異なる遺産行動パターン

遺産をめぐる行動様式を議論する上では、所得階層も考慮するべきであろう。一般的なライフサイクルにおいては、若年期から壮年期に貯蓄をし、退職期を迎える 60 歳代からは貯蓄を取り崩すと考えられている。ところが

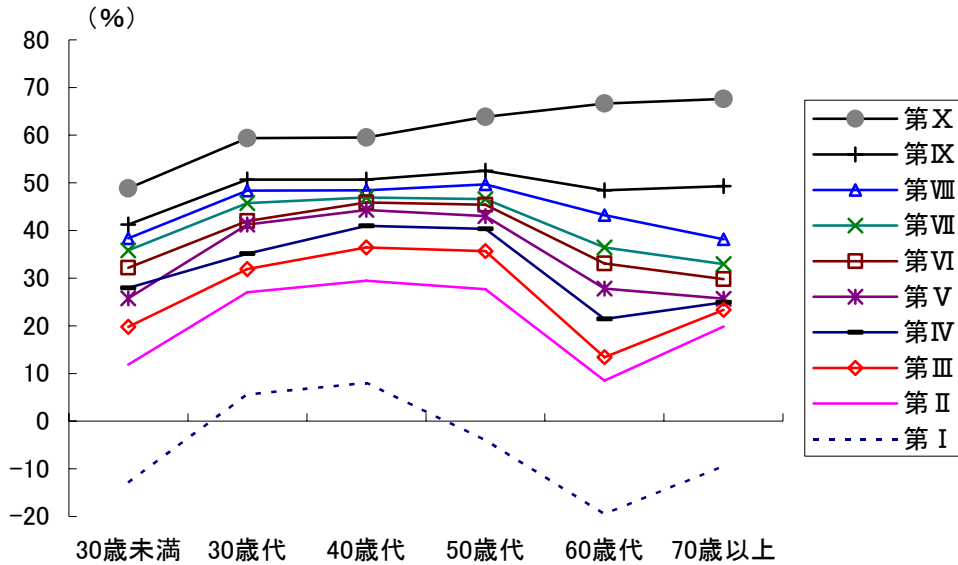
が実は、所得階層によって行動様式が異なるのである。

図表 12 は所得階層別の貯蓄率を示したものである。ほとんど全ての所得階層では、50 歳代までは所得の相当分を貯蓄に充てており階層間の差は小さい。しかし、60 歳代以降は所得階層によって貯蓄率の動きが異なっていることがわかる。

ほとんどの所得階層では、60 歳代以降は貯蓄率が低下している。前節の図表 10、11 に示したアンケート調査は、広く一般の人を対象としており、大半の回答者は図表 12 の所得階層第Ⅱ～第Ⅸに所属すると考えられる。

60 歳代以降は、収入の面では、定年を迎

図表 12 60歳代以降で変わる所得階層別貯蓄率の動き



(注) I～Xは年間収入による十分位階級であり、Xが最も所得が高い階層を示す。
 貯蓄率は(年間収入-年間消費支出)/年間収入×100で計算。
 (出所) 総務省「平成16年全国消費実態調査」より野村資本市場研究所作成

えて勤労収入よりも年金収入に頼るようになる一方、支出の面では、医療費などの急な支出がどれだけ嵩むのか、各人がどれだけ長生きできるかなど不確定要素が多い。

このような中では、前節で指摘した通り、遺産を計画的に残そうとする意欲が低下することは当然である。またこの結果として、相続人にとって遺産とは、相続時期・金額を予想しにくい「意図せざる収入」となっている。

しかし、最も所得が高い階層である第X階層は、歳を重ねるほど貯蓄率が上昇しており、70歳以上でも所得の約7割を貯蓄している。

遺産の動機や意図などに関しては、アンケート調査でないとわからないことが多いのだが、所得階層ごとの調査がないため実態を把握しづらいのが現状である。しかし、所得階層によって高齢期の貯蓄行動が異なることは、日本人全体として見れば米国よりも遺産動機が薄いものの、必ずしも全員に当てはまるわけではなく、所得階層によって遺産をめぐる行動パターンが異なることを示唆してい

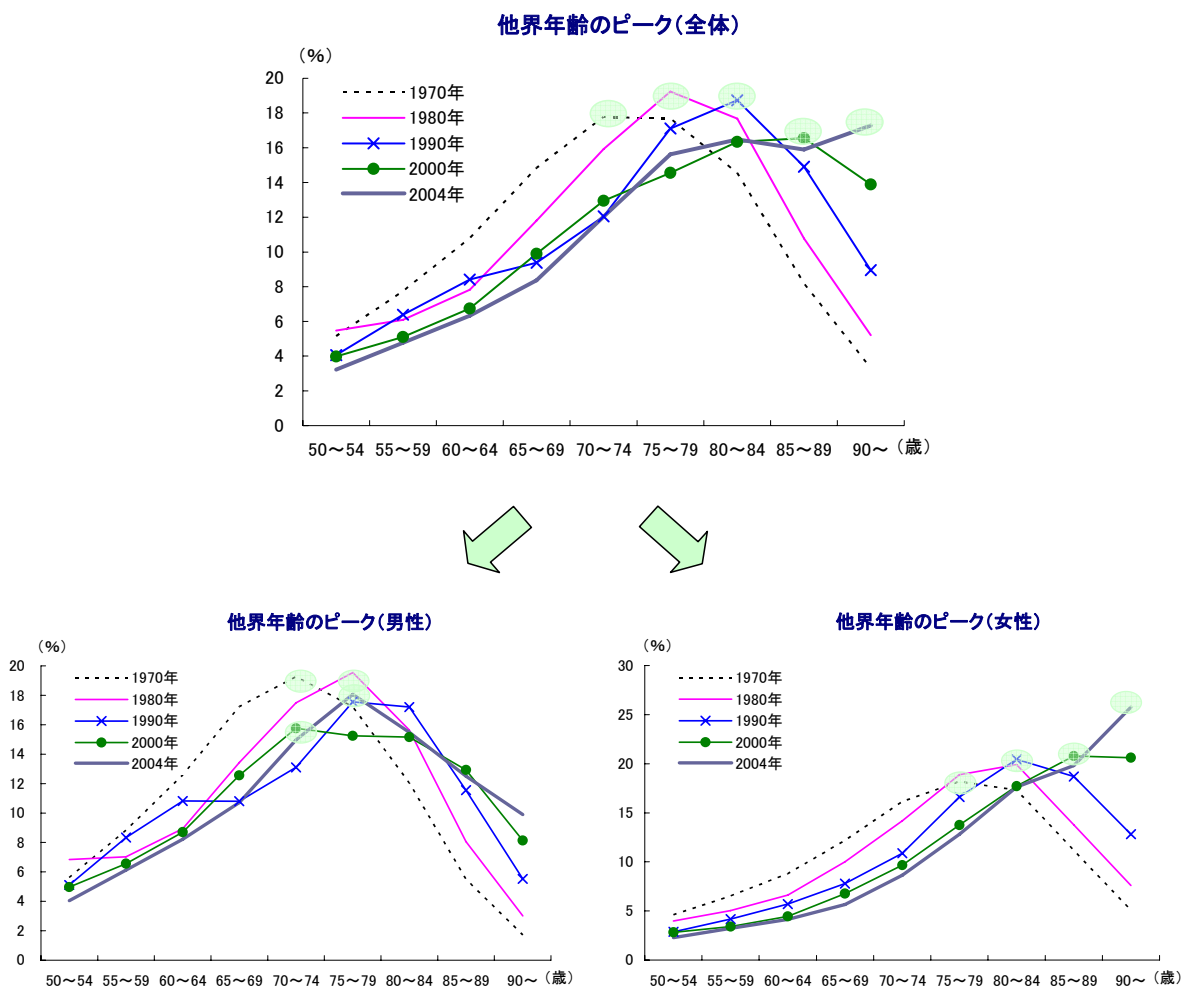
ると考えられる。

3. 遅れる遺産相続のタイミング

遺産相続を巡る最近の変化として、遺産を相続するタイミングが後ずれしていることが指摘できる。図表13で他界年齢の最頻値がどのように変わってきたかを見ると、過去30年の間に次第に後ずれしてゆく様子が見て取れる。ここで特に注目したいのは、男性と女性の動きに大きな差があることである。過去30年間、男性の最頻値はほとんど変わっていないのに対し、女性の最頻値は15歳以上延びたため、男性との差がますます拡大しているのである。

図表14では、長子が遺産を相続するタイミングを見たものである。ここでは親の他界年齢の最頻値、夫婦間の年齢差、母親が第一子を出産した時の年齢を考慮して、親が最頻値の年齢で他界する時に、その遺産を相続する長子は何歳になっているかを計算した。その結果、父親が他界する時点における長子の

図表 13 男女で大きく異なる他界年齢のピーク



(注) 各年齢階級の他界者数が 50 歳以上の他界者数全体に占める割合を示した。
 シャドウで囲った部分がピークを示す。
 (出所) 厚生労働省「人口動態統計」より野村資本市場研究所作成

年齢は 46～50 歳であるが、その後母親が長生きするため、母親が他界する時点における長子の年齢はこの 30 年間で 15 歳以上延び、66 歳以上となっている。

これを相続の面から考えると、次のようになる。例えば父親が他界して母親と子供二人が残されるような場合、父親の遺産に対する法定相続割合は、配偶者である母親が 1/2、残りの 1/2 を子供 2 人が均等に分ける。そのため、長子が 46～50 歳の時に相続する資産は、父親の遺産の 1/4 だけである。後年、母親が他界するのはその 20 年後であり、その

遺産（実質的にはそのほとんどは父親の遺産である）の 1/2 を相続することになるのは、長子が 66 歳以上になってからである。

このように相続時期が後ずれしていることにより、どのような影響が考えられるだろうか。世代別の家計支出を考えると、40～50 歳代は住宅ローンや教育費といった、半ば固定的な支出が最も多くなる年齢である。1970～90 年では、この固定的支出が重い 40～50 歳代に相続することが多かった。しかし、近年では 60 歳代後半に相続することが多くなっているため、個人のライフサイクル

図表 14 遅れる遺産相続のタイミング

	(歳)			
	親の他界年齢(最頻値)		長子の年齢	
	父親	母親	父親他界時	母親他界時
1970年	70-74	75-79	41-45	51-55
1980年	75-79	80-84	46-50	56-60
1990年	75-79	80-84	46-50	56-60
2000年	70-74	85-89	41-45	61-65
2004年	75-79	90以上	46-50	66以上

(注) 親の他界時の長子の年齢は、夫婦間の年齢差と母親の第一子出産年齢から算出。
(出所) 厚生労働省「人口動態統計」より野村資本市場研究所作成

の中で最もお金が必要な時期とは一致しなくなっている。

そのため、遺産の使途が変化していることが考えられよう。以前は遺産の使途として固定的な支出を補うために使われることが多かったのに対して、現時点で遺産を相続することが多くなった 60 歳代後半という年齢期は、それまでの所得の蓄積によって既に資産を形成している可能性が高い。そのため、資金の使い途についての選択肢が相対的に広いと考えられ、多くは高齢期の準備資金になろう。

IV. 存在感を増す遺産

今後、日本の社会において、遺産の存在感はますます高まると考えられる。本章では、その背景について順に見てゆきたい。

1. 家計資産における「遺産」の重み

冒頭で、家計が保有する資産総額のうち、遺産が寄与する割合は 3~4 割程度であるとの先行研究を紹介したが、これらの研究は 10 年以上前に発表されたものである。そこで、本節では、近年のアンケート調査結果と、直近のデータを用いた簡単な試算¹³により、その割合が大きく変わっていないか確認して

みたい。

まず、遺産の受け取りに関するアンケート調査である「家計における金融資産選択に関する調査 1996 年」の結果が図表 15 である。これによると、日本では過去に遺産を受け取った人の割合がおおよそ 5 人に 1 人であり、平均遺産額は 4234.5 万円である。遺産を受け取っていない人も含めた全世帯をベースに計算すると、平均遺産額は 913 万円であり、全世帯の平均純資産 (3820 万円) に占める割合は 24% である。ただしアンケート調査の場合、回答者が何年も前に受け取った遺産の価値を現在の価値に直さずに、相続した時点での価値を記入する可能性があること、実際よりも少ない金額を記入しがちである点には注意を要しよう。

次に、直近の相続・贈与税統計を用いて、相続税・贈与税を課税された財産が家計資産に占める割合を推定したものが図表 16 である。ここでは簡便法として、相続財産のうち不動産は市場価格の 7 割で評価されていると仮定しており、2004 年は 14 兆円と推定される。

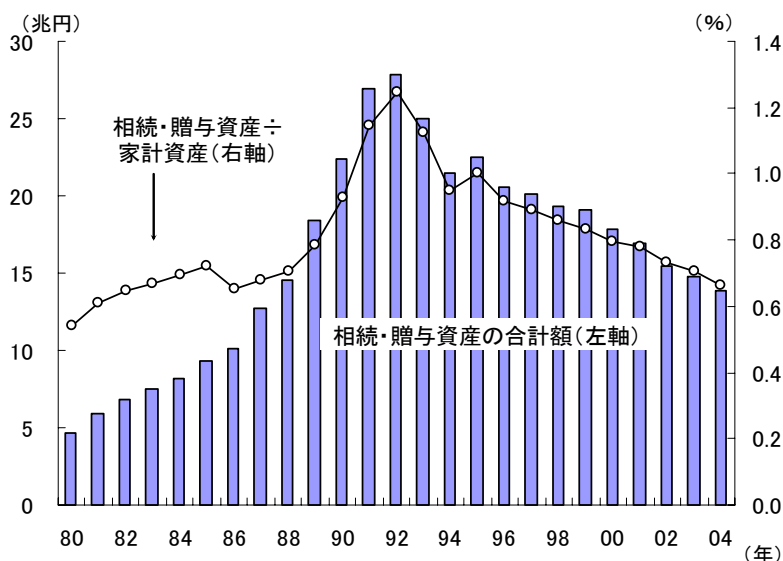
この計算方法で、毎年相続・贈与財産が家計純資産に占める割合を計算したところ、0.7%~1.2% となった。先行研究と同様に、一代を 25 年と想定して足し合わせると、

図表 15 遺産相続経験に関する調査結果

遺産を受け取った回答者の割合	21.6%
遺産を受け取った回答者の受け取った遺産の平均値	4234万円
全回答者の受け取った遺産の平均値	913万円
全回答者の純資産に占める割合	23.9%

(出所) ホリオカ・山下・西川・岩本「日本人の遺産動機の重要度・性質・影響について」
(郵政研究所月報 2002.4) 掲載の表を一部抜粋

図表 16 税法から推定した相続財産の推定市場価値とその割合



(注) 土地・不動産は相続税評価が市価の7割として計算。
(出所) 国税庁統計、内閣府統計より野村資本市場研究所作成

家計純資産に占める相続財産の割合は 20% との答えが得られる。

さらに、遺産全体が家計資産に占める割合を計算するためには、この数字に加えて非課税の遺産も考慮する必要がある。非課税の人たちは、相続税の基礎控除額内の金額の遺産を残していると考えられる。総務省の統計¹⁴によると、世帯主が 75 歳以上で、純資産額が基礎控除額の下限である 5000 万円に満たない世帯の純資産額平均は、2250 万円程度と考えられる。

これに非課税の被相続人数 98.5 万人（年間他界者数 102.86 万人-課税対象者 4.35 万人）をかけると 22 兆円となる。これは、

2004 年の家計純資産の 1.1% に相当する。仮に毎年、家計純資産の 1.1% 相当額が非課税で相続されているとすると、一世代 25 年では 27% になる。

このように考えると、課税対象の相続財産と非課税の相続財産の合計は、25 年間で家計純資産の 47% に相当すると推定される。

そのため、近年のアンケート調査や直近の統計数字までを考慮しても、先行研究の結果にあるように、家計資産の少なくとも 3~4 割は遺産によるものと考えてよさそうである。

2. 高齢者に集中する家計資産

現在のわが国の資産分布を見ると、高齢者世帯には多くの資産が集中していることがわかる。図表 17 に示した 2004 年の調査結果によると、70 歳以上の世帯は、世帯数では全体の 14%だが、貯蓄の 21%、純資産の 22%を占める。これに 60 歳以上の世帯を含めると、世帯数では全体の 35%だが、貯蓄の 52%、純資産の 54%と、過半を占めることになる。

バブル期には相続財産金額が最も多かったことは既に図表 1 で確認した。そのバブル期（1989 年）の調査でも、60 歳以上の世帯は全体の世帯数の 15%であり、貯蓄の 32%、純資産の 31%を占めるに過ぎなかった。現在の資産価格は、バブル期のピークに比べて地価も株価も約 6 割にまで下がっているが¹⁵、高齢者世帯が保有する資産割合は当時よりもはるかに大きい。

資産価格下落の影響もあり、近年は社会全体における遺産の大きさは、さほど意識されていないようである。しかし今後、資産価格が上昇するにつれ、現役世代にとって遺産相続の影響はより大きいものとなってゆこう。

3. 少子化による相続人数の減少

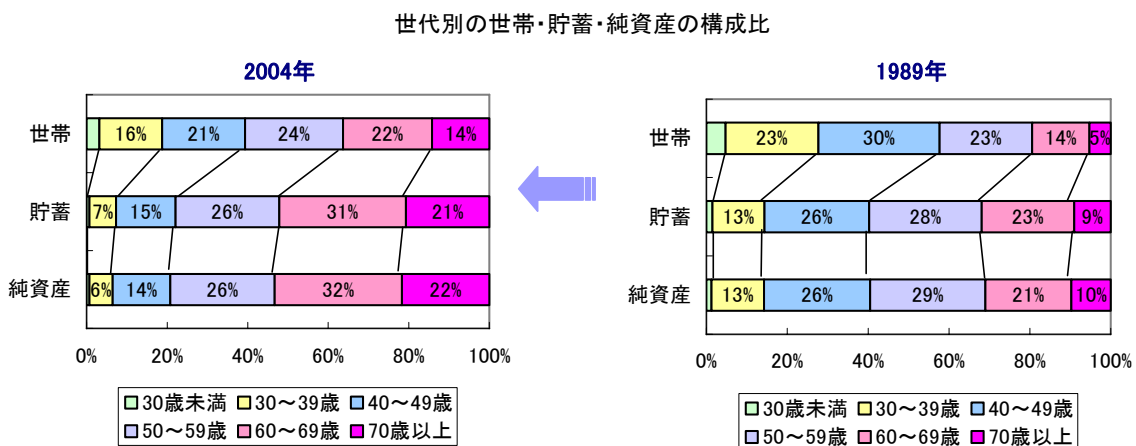
一方、少子化に伴い、遺産を受け取ることになる世代の人数は相対的に少なくなりつつある。図表 18 は 1930 年からの合計特殊出生率の推移である。これは、一人の女性が一生に産む子供の数に相当しており、1947 年の 4.54 から 1957 年には 2.0 へ低下し、足元（2005 年）は 1.25 まで低下している。

見方を変えると、1947 年生まれの人（現在 59 歳、団塊の世代で最も人数が多い）は兄弟姉妹が 4~5 人おり、1957 年生まれの人（現在 49 歳）は 2 人、近年は一人っが多いという動きも表している。このことは、1947 年生まれの人は、親の資産の 1/4~1/5 を相続し、1957 年生まれの人は 1/2 を、2005 年生まれの人はほとんど全てを相続してゆく可能性が高いと考えられる。

これまで遺産を受け取ってきた世代は、兄弟姉妹が多かったこともあり、親が遺産を残したとしても、一人当たりの相続資産が少額であったり、相続できなかつたりする場合も少なくなかった。

しかし今後は、出生率の低下に示されているように、相続を受ける世代の兄弟姉妹の数が少なくなつてゆく。そのため、多くの子供

図表 17 過去 15 年で大きく変化した世代別資産分布



(注) 二人以上の世帯対象。純資産は、実物も含めた資産全体から負債を除いたもの。
 (出所) 総務省「全国消費実態調査」(平成 16 年、平成元年)より野村資本市場研究所作成

が遺産を受け取ることができ、一人当たりの相続資産額や配分割合は大きくなってゆくと考えられる。

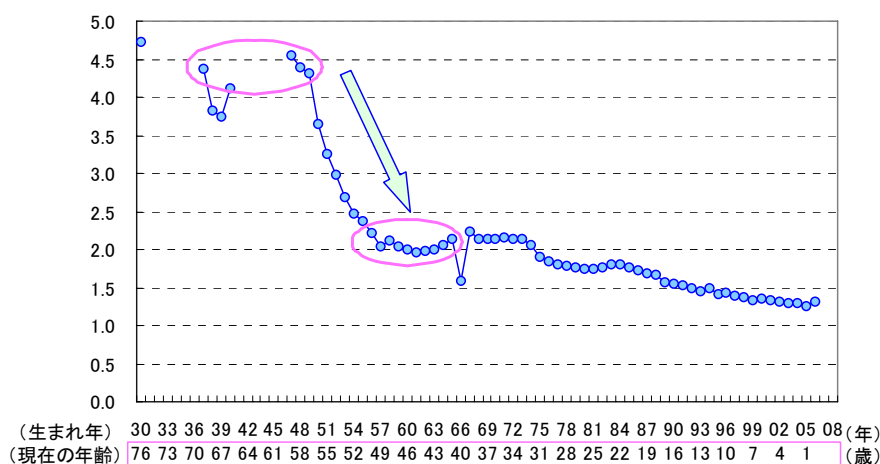
さらにここで注目されるのは、足元では、出生率が4から2へと低下したときの世代（長子が46～50歳）が相続を受ける年代に差しかかっていることである（図表14、18参照）。この事態は今後10年程度の間、一人当たりの相続資産が劇的に増える可能性を考えさせる。もちろんその後の変化も大きい。

出生率が2から1.25へと低下したことは、さらに30年程度かけて、一人当たり相続資産額や配分割合にも反映されてゆく。

また今後、相続人数以外にも、一人当たり相続資産に影響を与える動きが予想される。アンケート調査結果によると、遺産相続を受けない人に比べて、相続を受けた人の方が、自分の子供には遺産を残したいとの強い意思を持っている（図表19）。

そのため、今後は親から子、孫への遺産相

図表 18 出生率の低下は、将来の相続人数減少を示唆



- (注) 1. 「合計特殊出生率」を示した。これは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する。
 2. 2005年は概算による数字である。
 (出所) 厚生労働省「人口動態統計」

図表 19 「遺産相続経験の有無」で異なる遺産に対する考え方

	(%)	
	相続経験者	相続未経験者
1. 遺産を残す予定	38.6	18.9
いかなる場合でも 面倒を見てくれた場合	28.1	13.8
事業を継いでくれた場合	7.0	4.2
	3.5	0.9
2. 遺産を積極的に残すつもりはないが、あまった場合には残す	47.0	45.8
3. その他	2.4	2.5
4. 遺産は残す必要はない	12.0	32.8
合計	100.0	100.0

- (注) 総務省郵政研究所「第7回金融資産選択調査」の結果である。
 (出所) 高橋朋一「遺産動機と相続経験」（郵政研究所月報 2003.3）を基に野村資本市場研究所が再構成。

続の影響が、ますます強まることが予想される。

4. 伸び悩む現役世代の賃金所得

遺産と所得との相対的な関係も、今後変化すると思われる。近年、現役世代の賃金所得は必ずしも右肩上がりではなくなっている。図表 20 に示したように、年功序列が崩れ、勤続年数が長くなっても賃金が上がりづらくなっており、この傾向は今後も続くことが予想されている。既にⅡ章でも指摘したが、平成 16 年度の統計によると、最高課税階級の相続人は一人当たり 9.4 億円の資産を相続する。これは大卒男性の生涯賃金の 3.3 倍に相当する。

今後は、賃金所得との比較の観点からも、遺産相続の影響が大きくなることが予想され、生涯所得格差に大きな影響を与えることになろう。

5. 大規模な資産移転が予想される地域はどこか？

では、今後、世代移転を控える資産はどこに多く存在しているのだろうか。高額な資産を持つ世帯では、将来、多額の遺産相続が行

われる可能性が高いと考えられる。そこで、図表 21 に、純資産額が 1 億円以上の世帯が各都道府県ごとに何世帯あるのか、それぞれ全世帯に占める割合はどの程度かを示した¹⁶。

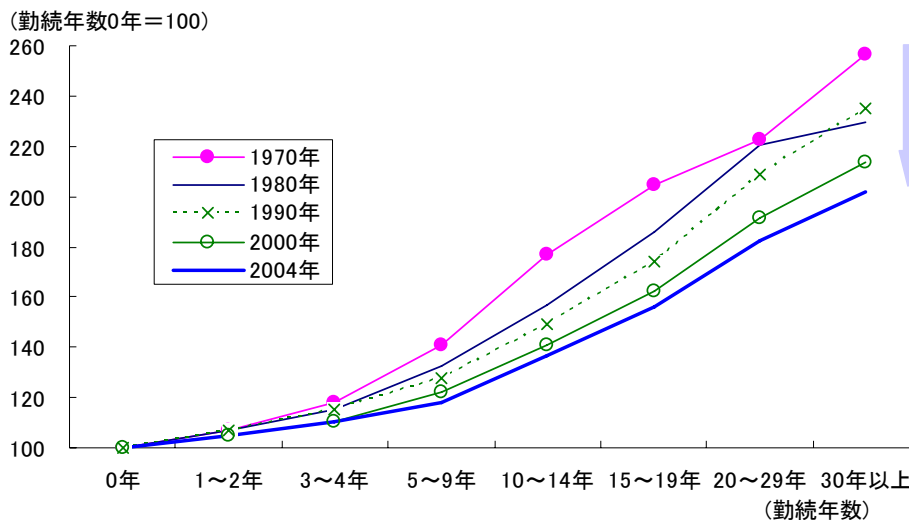
同表によると、1 億円以上の資産を持つ世帯が多いのは、東京都、神奈川県、愛知県の順で、この 3 都県で日本全体の 1 億円以上の資産を持つ世帯の約半数を占める。またこれらの都県では、全世帯に占める高額世帯の割合が大きいことも特徴である。

V. おわりに

現在の日本では、貯蓄や純資産の半分以上が高齢者世帯に集中している。一方、少子化により、遺産を受け取ることになる世代の人数は、相対的に少なくなりつつある。今後、一人当たりの相続人が受け取る遺産額は大きくなり、親から子、孫へと遺産相続の影響が、より大きくなることが予想される。足元では賃金所得が伸び悩む中、所得格差の議論が盛んに行われているが、遺産の大小が生涯所得へ与える影響も非常に重要である。

最後に、これまでの議論を受けて幾つかの

図表 20 フラット化が進む賃金カーブ



(出所) 厚生労働省「賃金構造基本調査」より野村資本市場研究所作成

インプリケーションを述べたい。

1. 相続財産運用の可能性について

Ⅲ章3節では、平均余命の伸長により、相続する時期が個人のライフサイクルで最もお金が必要な40～50歳代ではなく、所得の蓄

積により既に資産を形成した60歳代後半へと後ずれしていることを指摘した。

このことは、以前では受け取った遺産が住宅ローンや教育費など固定的な支出を補うために使われることが多かったのに対し、今後は資金の使い途についての選択肢が相対的に

図表 21 高額資産を持つ世帯はどこにいるのか

地方区分	都道府県	各都道府県の世帯数(a)	純資産額1億円以上の世帯数(b)	純資産額1億円以上の世帯割合(b/a)
北海道	北海道	4,720	72	2%
	東北			
	青森県	1,134	29	3%
	岩手県	1,061	40	4%
	宮城県	1,758	63	4%
	秋田県	906	17	2%
	山形県	892	36	4%
	福島県	1,573	52	3%
関東	茨城県	2,286	162	7%
	栃木県	1,527	117	8%
	群馬県	1,600	111	7%
	埼玉県	5,579	426	8%
	千葉県	4,773	247	5%
	東京都	9,306	1,720	18%
	神奈川県	6,915	687	10%
	山梨県	691	31	4%
	長野県	1,720	90	5%
	北陸	新潟県	1,789	72
富山県		843	59	7%
石川県		889	40	4%
福井県		605	64	11%
東海	岐阜県	1,610	124	8%
	静岡県	2,911	236	8%
	愛知県	5,506	669	12%
	三重県	1,470	103	7%
近畿	滋賀県	1,010	42	4%
	京都府	2,072	173	8%
	大阪府	7,177	468	7%
	兵庫県	4,513	257	6%
	奈良県	1,160	72	6%
	和歌山県	877	53	6%
中国	鳥取県	458	21	5%
	島根県	575	24	4%
	岡山県	1,532	66	4%
	広島県	2,331	157	7%
	山口県	1,262	53	4%
四国	徳島県	647	57	9%
	香川県	821	49	6%
	愛媛県	1,220	64	5%
	高知県	662	37	6%
九州	福岡県	3,933	147	4%
	佐賀県	649	26	4%
	長崎県	1,198	26	2%
	熊本県	1,430	37	3%
	大分県	982	29	3%
	宮崎県	962	11	1%
	鹿児島県	1,478	29	2%
	沖縄	沖縄県	987	24
全国		100,000	7,189	7%

(注) 1. 二人以上の全世帯であり、地方区分は総務省の区分に準ずる。
 2. 各都道府県の世帯数は、全国の合計世帯数を10万とした場合の世帯数。
 (出所) 総務省「平成16年全国消費実態調査」より野村資本市場研究所作成

広く、多くは高齢期の準備資金になると考えられる。そのため、遺産相続から生じた余資が、運用に振り向けられる割合が増える可能性が考えられよう。

また運用対象商品に関連して、Ⅲ章 1 節で議論したように、一般的な日本人と米国人は、遺産に対する考え方が大きく異なる。日本では金融市場を米国型に転換させる中で、年金や投信など既存の商品コンセプトを米国から輸入してきた。今後も米国に学ぶことは多いと見られるが、日本人の遺産動機にあった形でのファイナンシャル・プランニングや投資商品設計を行うべきだろう。

2. 高齢者のリスクヘッジ手段について

次に、視点を財産を残す側へ移して考えたい。最も必要としている時期に資金を親から子へと世代移転させる手段として、相続時清算課税制度¹⁷が 2003 年度に導入された。これを契機に、生前贈与額は増えている。

しかし、生前贈与に対する考え方¹⁸は必ずしも肯定的なものばかりではない。内閣府「国民生活選好度調査」（2005 年）によると、60 歳代では「子供が必要としているときに支援できるのが望ましい」などの肯定的な意見よりも、「自分がどれくらい使うか分からないので贈与をするつもりはない」など否定的な意見の方が多いのである。

この否定的な意見から察せられるように、①年金制度への信頼感が低下している、②伝統的にリスクに対する緩衝材となってきた「家族間の支え合い」が期待しにくくなっているなど高齢者が抱えるリスクは増えているため、高齢者が必要な資金の計算は難しくなっている。

しかし現状では、高齢者のリスク（特に想定以上に長生きしたことによる資金不足）に対して正面から取り組んだヘッジ手段が不足している。これは生前贈与を躊躇させる一因であると考えられる。

今後、高齢者が抱える様々なリスクに対して正面から取り組んだ商品開発が望まれる。少子高齢化社会に先陣を切って突入しているわが国としては、喫緊の課題である。

3. 女性のリスクヘッジ手段について

Ⅲ章 3 節で議論したように、一般に配偶者のいる女性は、配偶者が他界してから 20 年以上を独りで生きることになる。女性が資金計画を考える上では、配偶者の存命中からこの点を考慮に入れるべきであろう。

昨今、「女性対象」を謳った商品が開発されているが、それらは主に、女性が好むと考えられている銘柄を投資対象とするものや、購買力を持つ女性が増えていることに着目した投資銘柄選択に基づくものである。

女性が抱えるリスクをヘッジする手段として、ポートフォリオに組み込まれることを目指した商品開発はまだ十分ではない。今後はこのような視点での商品開発やファイナンシャル・プランニングが求められよう。

¹ Kotlikoff, L., and L. Summers, “The Role of Intergenerational Transfers in Capital Accumulation,” *Journal of Political Economy* 89, 706-32, 1981

² Barthold, T., and T. Ito, “Bequest Taxes and Accumulation of Household Wealth: U.S.- Japan Comparison,” *NBER Working Paper* No. 3692, 1991

³ Tachibanaki and Takata (1994), “Bequests and Asset Distribution: Human Capital Investment and Intergenerational Wealth Transfers,” in T. Tachibanaki (ed.), *Savings and Bequests*, Ann Arbor: University of Michigan Press. (橘木俊詔「日本の経済格差」岩波新書 (1998) 掲載) 彼らの研究では、日本の家計資産に占める遺産の割合は 44.5%と推定されている。

⁴ 標準労働者（同一企業に新規学卒から 60 歳まで働く場合）の生涯賃金を基に計算。数字は 2003 年であり、退職金を除く。出所は独立行政法人労働政策研究・研修機構「ユースフル労働統計 2006 年」。

⁵ 「平成 16 年全国消費実態調査」による。

⁶ 前者は親の事業を子供が継承するとき、その事業の基礎となる特定事業用の宅地については、400

平方メートルまで相続税法上の財産評価を通常評価額の 20% に減額する。後者は親と同居しそのまま相続することになった特定居住用宅地の場合、240 平方メートルまでの宅地の評価額を 20% に減額する。

⁷ 脚注 4 に同じ。

⁸ Barthold and Ito (1991) によると、公示価格は実勢価格の 7-8 割で、路線価は公示価格の 5-7 割である。

⁹ 負債比率と家計のリスク許容度に関する分析として、宮本佐知子「変化する家計の資産選択行動」野村証券マクロ経済レポート No.06-019 がある。

¹⁰ 特定同族会社とは、相続や遺贈により財産を取得した人とその特別関係者の有する株式や出資の金額の合計額が、その会社の株式金額や出資金額の 50% 以上を占めている非上場会社を指す。なお、相続・贈与財産としての特定同族会社の株式については、評価や事業継承上の問題など様々な問題を議論する必要があり本稿では扱っていない。

¹¹ 自社株など特定株式が資産に占める割合が大きい場合、それ以外の金融資産の配分のあり方に工夫を要しよう。

¹² 遺産行動に関する代表的なモデルとして、①ライフサイクルモデル、②利他主義モデル、③王朝モデル、がある。それぞれの特徴は次のようになる。①のライフサイクルモデルでは、人々が利己的であり、自分の子供に対する愛情は抱いていないと仮定している。そのため、このモデルが成り立てば、人々は遺産を全く残さないか、意図せざる遺産のみを残すか、利己的な遺産動機（老後の面倒を見てもらった見返り）から遺産を残すはずである。また、遺産の配分に際しては、老後の面倒をみてくれた子供に全ての遺産を残すことになる。②の利他主義モデルでは、人々は自分の子供に対して愛情を抱いており、その世代間の利他主義から子供に遺産を残す。そのため、このモデルが成り立てば、人々は何の見返りもなくとも遺産を残すはずであり、所得獲得能力が少ない子供、病弱な子供により多くの遺産を残すことになる。③の王朝モデルでは、人々は家や家業の存続を望んでおり、その目的を達成するために遺産を残す。そのため、このモデルが成り立てば、人々は遺産を残すはずであり、家や家業を継いでくれた子供に全ての遺産を残すことになる。アンケート調査結果を上記のモデルで解釈すると、①のライフサイクルモデルが日米共にあてはまるが、その適合度は米国よりも日本の方が高い。また逆に、②の利他主義モデルの適合度は日本よりも米国の方が高いということになる。

¹³ 先行研究の計算方法とは異なる簡易法である。

¹⁴ 総務省「平成 16 年全国消費実態調査」。ここでの計算では、家計資産に関するデータの制約のため、全ての非課税の被相続人が、「世帯主が 75 歳以上の世帯」と同じ資産額を保有すると仮定している。

¹⁵ 地価は全国市街地価格指数（住宅地）、株価は

TOPIX で計算した。

¹⁶ この統計では高額資産を持つ世帯の年齢はわからないが、一般に年齢が高いほど高額資産を保有しているため、ここでは高額資産を持つ世帯に注目した。

¹⁷ 子が親から受け取った贈与を、相続時に他の相続財産と一体化して課税する制度で、親から贈与を受け取った時点で 2500 万円までは非課税である。相続税のかからない人にとっては子供が必要な時にまとまった贈与が可能になるためメリットが大きい。相続税課税対象者でも、将来財産価値が上がりそうな財産を贈与しておけば相続対策としては有効であるし、事前に財産の分割ができるという点で「争族」対策としても有効である。詳しくは <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/pan1504-1/01.htm> 参照。

¹⁸ 生前贈与は「子供の教育」という形で行われているとも考えられる。家計における教育支出の価値について議論したものに、宮本佐知子「教育支出の価値」野村証券マクロ経済レポート No.05-035 がある。